

東都医保発第 1487 号
(地区第 886 号)
令和 2 年 8 月 12 日

地区医師会 御中

公益社団法人
東京都医師会
理事 魚住
黒瀬



新型コロナウイルスの PCR 検査（唾液）等の行政検査における 検体採取場所について（現状報告）

平素は本会会務にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和 2 年 6 月 5 日付東都医保発第 836 号（地区第 505 号）「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いの一部改正について」において、唾液を用いた PCR 検査が行政検査に追加され、地区医師会等が取りまとめ機関となる集合契約が開始されました。

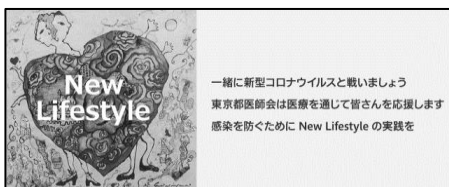
唾液を用いた PCR 検査に関する集合契約を開始した直後から、「感染防止の観点から、患者に検体採取キットを持たせ自宅で採取した後に医療機関に持ち込んでもらうことはできないか？」「愛知県の知事が記者会見で自宅採取させる。としているが認められないのか？」など、自宅における唾液の採取に対し質問が多数寄せられておりました。

そこで、7 月 31 日に開催された「都道府県医師会新型コロナウイルス感染症担当理事連絡会」において、東京都医師会から本件について質問したところ、日本医師会の釜薙常任理事から、「検査の精度を高めるという観点と唾液を採取する際の周囲への感染拡大ということも予想されることから、管理のできる医療機関の中で検体を取って頂きたい」というのが日本医師会の考えであることが示されました。

また、同席した厚生労働省の結核感染症課長からは「自宅での採取は、採取された検体の本人確認が取れないこと」や「検体が劣化する恐れがあるので、あまり時間は置かない方がいい」というのが厚生労働省の意見である。とのことでした。

これを受けて、患者家族や医療関係者の安全確保の観点から、本会から厚生労働省に対して早急に検体採取場所についての正式な通知文を发出することを要望いたしておりますが、8 月 12 日現在、通知文は发出されておられません。厚生労働省及び日本医師会から通知がありましたら、早急に貴会宛お知らせすることとしております。

つきましては、貴会におかれましても、このことについてご了知くださいますようお願い申し上げます。



(公社)東京都医師会 事業部 医療保険課
TEL : 03-3294-8838 (直) FAX : 03-3292-7097
E-mail : syaho@tokyo.med.or.jp